

JAF マスコットキャラクター(デザイン画)の使用規程

本規程は、公益社団法人日本エアロビック連盟(以下「JAF」)のマスコットキャラクター「えありーな」デザイン画の使用に関して、必要な事項を定めるものです。

(目的)

第1条 マスコットキャラクターの使用は、エアロビックの普及と誰にでも親んでもらえるエアロビックをPRすることを目的とします。

(使用の範囲と条件)

第2条 マスコットキャラクターの使用は、原則としてポスターやチラシ、ウェブ等の範囲とし、使用条件は次の通りとします。

- (1)使用目的や使用形態が明確なもので、原則として使用は1回につき2点までとする
- (2)使用する場合、既存のデザインに手を加えず、そのまま使用すること
- (3)原則として、他の図案、文字等と組み合わせの使用はしないこと
(但し、「フリーデザイン」の2点については除きます)
- (4)原則として、使用料は無料とし、既存のデザイン以外に新たなデザインを起こす場合は、制作実費を徴収する
- (5)販売等を目的とした事業やグッズ等の使用はしないこと

(使用者の資格)

第3条 このマスコットキャラクターを使用できるのは、次のエアロビック対象者とします。

- (1)都道府県エアロビック連盟
- (2)個人賛助会員 (JAF 指導資格保有者など)
- (3)法人賛助会員 (競技登録クラブ、承認校、認定校)
- (4)その他、JAF が特に使用を認めた団体等

(使用手続)

第4条 第3条に定める対象者が行う事業および使用する場合は申請不要です。

但し、前条以外の個人や団体がマスコットキャラクターの使用を希望する場合、別紙の使用申請書に必要書類を添付し、事前に JAF に申請して許可を得るものとします。

(使用の遵守事項)

第5条 マスコットキャラクターの使用に際しては、次の事項について遵守するものとします。

- (1)第2条の付加された使用範囲と条件に基づき使用すること
- (2)使用する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと
- (3)前項及び前項以外に使用違反があった場合は罰則を科すことがあります。

附則

本規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行します。

平成 27 年 4 月 1 日改訂

令和 3 月 7 月 1 日改訂